

28=

2021年 令和3年 **2**日

発行

あきる野市区画整理推進室 190-0142

あきる野市伊奈652番3 電話042-518-2922 人

お知らせ

土地区画整理事業中は行為の制限があります

新事務所に 移りました

仮換地を指定されている土地においても、後述のような建築行為等を行う場合には、土地区画 整理法第76条の規定により、建築行為等が制限され、市長の許可が必要となります。

また、許可にあたっては、書式がございます。

詳しくは、引田相談事務所にお問い合わせいただくか、あきる野市ホームページをご確認ください。

どのようなことが制限されるのですか?以下のような行為が制限されます。

・建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築



- ・盛土、切土、埋設等土地 の形質の変更
- 移動の容易でない物件 の設置若しくはたい積

電角粉地中ルに向けて 今年 2 日に初ま

※駅前通りの予定地に土地をお持ちの方へ

電線類地中化に向けて、今年3月に都市計画道路秋3・4・18号線の区域の決定を予定しております。この路線の底地に土地をお持ちの方で、建築行為等を行う場合には、道路法第91条による、別途の制限がかかりますので、あわせてご相談ください。



どのような書類が必要ですか?

許可申請書に図面、契約書等の必要書類を添え、 提出用と申請者控用の2部を提出してください。

尚、必要書類については、建築行為等の種類によって異なりますので、引田相談事務所にご相談 ください。手続きについてご案内いたします。

区画整理についてのご相談は

●あきる野市区画整理推進室(引田相談事務所) 190-0142 あきる野市伊奈 652 番 3 (窓)042-518-2922 新しい事務所にも気軽に来てわ!

